

よくあるご質問(やむを得ない事情による転籍関係【監理団体・実習実施者向け】)

No.	質問内容	回答
○ 共通		
1-1	転籍が認められる「やむを得ない事情」の明確化を今回11月に行ったのはなぜですか。	<p>これまでも「やむを得ない事情がある」と認められる場合には、技能実習生の転籍を認めてきたところですが、やむを得ない事情による転籍については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような場合に転籍が認められるのか分かりにくい ・ 技能実習生と実習実施者の主張が食い違う場合等には、転籍手続きが速やかに進まない事案も見受けられる <p>といった課題が指摘されてきました。</p> <p>令和6年2月9日に、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定された政府方針において、育成就労制度では、やむを得ない事情による転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続きを柔軟化することとされました。加えて、同方針では現行の技能実習制度下においても当該事情がある場合の転籍について、速やかに運用改善を図ることとされており、今般、技能実習生の権利保護の観点から、やむを得ない事情の明確化等の運用の改善を行うこととしたものです。</p>
○ やむを得ない事情に関するもの		
2-1	どのようなケースが「転籍が認められるやむを得ない事情」に当たりますか。	<p>実習実施者の倒産や、実習実施者による重大悪質な法令違反、人権侵害行為などがあり、現在の実習実施者の下で技能実習を継続することが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないようなケースです。具体的には、運用要領や申出書のチェック欄に記載がありますので、そちらを参考にしてください。</p>
○ 申出書・対応通知書に関するもの		
3-1	申出書の様式はどこで入手できますか。	<p>機構ウェブサイトにおいて、各国言語(※9か国語)で翻訳した申出書の様式を公表していますので、ダウンロードしてください。</p> <p>※ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、英語、モンゴル語</p> <p style="text-align: center;">(https://www.otit.go.jp/youshiki_06/)</p>
3-2	申出書の記載例はありますか。	<p>機構ウェブサイトにおいて公表しています。</p> <p style="text-align: center;">(https://www.otit.go.jp/youshiki_06/)</p>

よくあるご質問(やむを得ない事情による転籍関係【監理団体・実習実施者向け】)

No.	質問内容	回答
3-3	申出書の記載内容に不備がある場合(日付の記載漏れ、氏名のスペル間違い)は書き直してもらう必要がありますか。	日付の記載漏れや氏名のスペル間違いなど形式的な不備のみの場合は、技能実習生に書き直してもらう必要はなく、監理団体等において補正いただいて差し支えありません。 ただし、氏名のスペルが大きく異なるなど、技能実習生本人の意思に基づき申出を行っていることに疑義が生じる場合などは、必要に応じて、技能実習生に対し、加筆・修正を依頼してください。
3-4	申出書のチェック欄と具体的な記述が合っていない場合は、書き直してもらう必要がありますか。監理団体が修正してもよいですか。	申出内容が不明確な場合や、明らかな矛盾が含まれている場合などは、必要に応じて、技能実習生に対し、加筆・修正を依頼してください。監理団体が修正することを禁止するものではありませんが、技能実習生の意思に反する修正は認められません。
3-5	申出書用紙の配布を希望する技能実習生に対して、監理団体は用紙を渡す必要がありますか。	監理団体は、監理団体の業務の実施に関する基準として、技能実習法施行規則第52条第14号において、「実習監理に係る団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じること」が求められています。 したがって、例えば、やむを得ない事情があるとして転籍を希望する技能実習生から、申出書を入手したいとの要望があった場合、監理団体は、必要な措置として、申出書を渡す必要があります。
3-6	申出書に具体的な記述がない場合や不明確瞭な場合は受理しなくてもよいですか。その場合にも対応通知書による通知は必要ですか。	申出内容が不明確な場合などでも申出書は一旦受理した上で、必要に応じて、技能実習生に対し、加筆・修正を依頼してください。 その上で、加筆・修正を依頼したにもかかわらず、申出内容が不明確な場合などは、当該状況を踏まえて対応を決定し、対応通知書にて通知してください。
3-7	申出書の「具体的な記載」が母国語で提出された場合、翻訳する必要がありますか。また、これを保存しておく必要がありますか。	監理団体は、申出書の記載内容に基づき、必要な調査を実施し、その結果を通知するため、申出内容が母国語で記載されている場合には、調査に必要な範囲で翻訳し、申出書(写し)とともに保存してください。
3-8	対応通知書は日本語の記載とし、必要に応じて通訳に説明させる対応でよいですか。	機構ウェブサイトにおいて、各国言語で翻訳(※9か国語)した対応通知書の様式を公表していますので、各国言語で翻訳されたものを活用することを前提として、そのような取扱いで差し支えありません。 ※ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語、英語、モンゴル語 (https://www.otit.go.jp/youshiki_06/)

よくあるご質問(やむを得ない事情による転籍関係【監理団体・実習実施者向け】)

No.	質問内容	回答
3-9	対応通知書の「1 調査内容」は、どの程度の記載が必要ですか。	<p>個々の事案に応じて記載することとなりますが、少なくとも、技能実習生が申し立てる、やむを得ない事情を説明するに十分な程度の記載が必要となります。詳細は、機構ウェブサイトにおいて公表している対応通知書の記載例を参照してください。</p> <p style="text-align: center;">(https://www.otit.go.jp/youshiki_06/)</p>
3-10	対応通知書は技能実習生に署名してもらってから原本を交付し、写しを保存すればよいですか。	そのような取扱いで差し支えありません。
3-11	技能実習生が友人宅など遠方に住んでいる場合、郵送でのやり取りでもよいですか。	対応の決定内容については、対応通知書に基づき技能実習生に丁寧に説明する必要があるため、対面で行うことが望ましいですが、技能実習生本人が郵送での対応を望む場合など、本人の意思による場合はこの限りではありません。
3-12	(運用開始時点で)すでに転籍支援をしている技能実習生については、申出書を提出させたり、対応通知書を渡したりしなくてもよいですか。	そのような取扱いで差し支えありません。